

# 保険金・給付金のご請求について



## はじめに

この冊子は、お客様が保険金・給付金のご請求をされる場合のお手続きや、保険金・給付金をお支払いする場合とお支払いできない場合の代表的な事例をご紹介します。

詳しいご説明につきましては、ご契約の際にお渡しした「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

なお、この冊子でご不明な点などがございましたら、巻末のお問い合わせ窓口までご照会ください。

## <目次>

はじめに .....	1
1. 保険金・給付金のご請求手続きについて.....	2
2. 保険金・給付金のご説明.....	4
3. 保険金・給付金のお支払いについて.....	6
4. お問い合わせ窓口.....	9

保険金・給付金のご請求手続きは次のとおりです。

保険金・給付金をご請求される際は、担当の代理店または営業店、巻末のお問い合わせ窓口までご連絡ください。

その際、次の内容をご確認させていただきます。

お亡くなりになられた場合	入院・手術などをされた場合
<ul style="list-style-type: none"> <li>● ご契約の証券番号</li> <li>● お亡くなりになられた方のお名前</li> <li>● お亡くなりになられた日</li> <li>● お亡くなりになられた原因（事故・病気）</li> <li>● 受取人のお名前とご連絡先</li> <li>● お亡くなりになられる前の入院・手術などの有無</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ご契約の証券番号</li> <li>● 入院・手術などをされた方のお名前</li> <li>● 入院・手術などの原因（事故・病気）</li> <li>● 入院期間（入院日、退院日）</li> <li>● 手術名・手術日</li> </ul>

※お亡くなりになられた原因またはご入院などの原因により、確認させていただく項目が異なる場合がございます。

保険金・給付金のご請求のご案内およびご請求書類を交付いたします。

ご請求書類に必要事項をご記入・ご押印のうえ、入院・手術証明書（診断書）などの必要書類を添えて、当社に送付してください。

※顧客情報（センシティブ情報）の漏えい防止、迅速にお支払いさせていただくため、ご請求書類は返信用封筒にて直接、当社（本社）までご返送ください。

当社にてご提出いただいた書類の内容を拝見させていただきます。

ご指定の口座に保険金・給付金のお振り込みをさせていただきますとともに、「お支払いのご案内」を送付させていただきます。

## ◆ ご連絡をいただく前に ◆

- 事前にお手元の保険証券と「ご契約のしおり・約款」でご契約の保障内容をご確認ください。
- ご契約の保障内容について、ご不明な点などがある場合には、担当の代理店または巻末のお問い合わせ窓口までご照会ください。

## ◆ ご請求書類のご用意について ◆

- 入院・手術証明書（診断書）や戸籍謄本など、ご請求に必要な書類の取得にかかる費用は、お客様のご負担となります。
- 書類の不足や記載内容に誤りなどがございまして保険金・給付金のお支払いに時間がかかり、ご迷惑をおかけすることになりますので、十分ご確認のうえ、ご提出ください。
- ご請求書類のご提出後、あらためて他の書類のご提出をお願いすることもございますのでご了承ください。

## ◆ ご請求書類をご提出いただいた後 ◆

- 保険金・給付金は、ご請求書類の不足や記載内容に誤りなどがなければ、事実の確認を行う場合を除いて、ご請求に必要な書類が当社の本社に到着した日の翌日から起算して5営業日以内にお支払いいたします。なお、ご請求書類の不足や記載内容に誤りなどがあった場合には、当社からご連絡をさせていただきます。
- 疾病内容、事故状況、障害状態、治療内容などについて、事実の確認をさせていただく場合がございます。この場合、事前にご連絡をさせていただいたうえで、当社委託の確認会社の担当者がお伺いいたしますのでご理解のうえ、ご協力をお願いいたします。
- 入院・手術証明書（診断書）などの内容について、医療機関などに照会させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ご契約の約款の規定により、保険金・給付金をお支払いできない場合もございます。その場合、お支払いできない理由を書面にてご案内いたします。

代表的な保険金・給付金についてご説明いたします。ご契約の保険種類・ご加入の時期により、お取扱いが異なる場合がございますので、詳細はご契約の際にお渡しした「ご契約のしおり・約款」にてご確認ください。

## 1 死亡保険金

被保険者がお亡くなりになられた場合にお支払いする保険金です。

## 2 災害死亡保険金

被保険者が不慮の事故により180日以内にお亡くなりになられた場合にお支払いする保険金です。  
なお、災害割増特約、傷害特約などを付帯されている場合にお支払いの対象となります。

## 3 高度障害保険金

被保険者が所定の高度障害状態になられた場合にお支払いする保険金です。

## 4 災害入院給付金

被保険者が不慮の事故による傷害の治療を目的としてご入院をされた場合に、入院日数に応じてお支払いする給付金です。  
医療保険は入院日数が継続して2日以上の場合、医療保険以外は入院日数が継続して5日以上の場合にお支払いいたします。  
医療保険は入院給付金日額に入院日数を乗じて得た金額、医療保険以外は入院給付金日額に入院日数から4日を差し引いた日数を乗じて得た金額となります。  
なお、医療保険にご加入か、災害入院特約などを付帯されている場合にお支払いの対象となります。

## 5 疾病入院給付金

被保険者が疾病の治療を目的としてご入院をされた場合に、入院日数に応じてお支払いする給付金です。  
医療保険は入院日数が継続して2日以上の場合、医療保険以外は入院日数が継続して5日以上の場合にお支払いいたします。  
医療保険は入院給付金日額に入院日数を乗じて得た金額、医療保険以外は入院給付金日額に入院日数から4日を差し引いた日数を乗じて得た金額となります。  
なお、医療保険にご加入か、疾病入院特約などを付帯されている場合にお支払いの対象となります。

## 6 入院給付金（成人病保障特約）

被保険者が所定の成人病によってご入院をされた場合に、入院日数に応じてお支払いする給付金です。  
入院日数が継続して5日以上の場合にお支払いいたします。  
入院給付金日額に入院日数から4日を差し引いた日数を乗じて得た金額となります。  
成人病保障特約の対象となる成人病は、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますので、ご確認ください。  
なお、成人病保障特約を付帯されている場合にお支払いの対象となります。

## 7 入院給付金（女性医療特約）

被保険者である女性が所定の疾病によってご入院をされた場合に、入院日数に応じてお支払いする給付金です。  
入院日数が継続して5日以上の場合にお支払いいたします。  
入院給付金日額に入院日数から4日を差し引いた日数を乗じて得た金額となります。  
女性医療特約の対象となる疾病は、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますので、ご確認ください。  
なお、女性医療特約を付帯されている場合にお支払いの対象となります。

## 8 手術給付金

被保険者が疾病または不慮の事故による傷害の治療を直接の目的として手術をされた場合に、受けた手術に応じてお支払いする給付金です。  
手術給付金の対象となる手術の範囲を定めており、すべての手術が対象ではありません。  
手術給付金の対象となる手術および給付倍率は、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますので、ご確認ください。  
なお、入院の有無は問いませんので、日帰り入院の場合も手術給付金はお支払いの対象となります。  
医療保険にご加入か、疾病入院特約などを付帯されている場合にお支払いの対象となります。

## 9 災害療養給付金（医療保険は退院療養給付金）

被保険者が不慮の事故による傷害の治療を目的としてご入院をされた後、生存してご退院された場合にお支払いする給付金です。  
災害入院給付金をお支払いする場合で、その入院給付金をお支払いする入院日数が20日以上（医療保険は入院日数が20日以上、医療保険以外は入院日数が24日以上）となる入院をされた場合に限りです。  
なお、医療保険は退院後療養特約、医療保険以外は災害退院後療養特約を付帯されている場合にお支払いの対象となります。

## 10 疾病療養給付金（医療保険は退院療養給付金）

被保険者が疾病の治療を目的としてご入院をされた後、生存してご退院された場合にお支払いする給付金です。  
疾病入院給付金をお支払いする場合で、その入院給付金をお支払いする入院日数が20日以上（医療保険は入院日数が20日以上、医療保険以外は入院日数が24日以上）となる入院をされた場合に限りです。  
なお、医療保険は退院後療養特約、医療保険以外は疾病退院後療養特約を付帯されている場合にお支払いの対象となります。

# 3 保険金・給付金のお支払いについて

保険金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合について、代表的な事例を参考としてまとめました。

ご契約の保険種類・ご加入の時期によってはお取扱いが異なる場合がございますので、実際のご契約でのお取扱いに関しましては、お手元の保険証券と「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。

## 1 死亡保険金のお支払い（告知義務違反による解除）

### お支払いする場合

ご契約加入前の「慢性C型肝炎」での通院について、告知書で正しく告知せずにご加入されたが、ご加入1年後に「慢性C型肝炎」とは全く因果関係のない「胃癌」で死亡された場合。

### お支払いできない場合

ご契約加入前の「慢性C型肝炎」での通院について、告知書で正しく告知せずにご加入され、ご加入1年後に「慢性C型肝炎」を原因とする「肝癌」で死亡された場合。

**解説** ご契約にご加入いただく際には、その時の被保険者の健康状態について正確に告知いただく必要がございます。故意または重大な過失によって事実を告知されなかったか、事実と異なる内容を告知された場合には、ご契約は解除させていただくこととなり、保険金等はお支払いできません。ただし、告知義務違反の対象となった事実と、ご請求原因との間に、全く因果関係が認められない場合には、保険金等をお支払いいたします。

## 2 災害死亡保険金のお支払い（免責事由への該当）

### お支払いする場合

**<被保険者の不注意>**  
被保険者が居眠り運転をして路肩に衝突し、死亡された場合。

**<軽度の酒酔い状態での事故>**  
酒に酔っていたが、横断歩道を通常歩行して、走行してきた車にはねられ死亡された場合。

### お支払いできない場合

**<被保険者の重大な過失>**  
被保険者が、危険であることを認識できる状況で高速道路を逆走して対向車と衝突し、死亡された場合。

**<泥酔状態を原因とする事故>**  
泥酔して道路上で寝込んでいるところ車にはねられて死亡された場合。

**解説** ご契約（特約）により、災害死亡保険金をお支払いできない場合（免責事由）を定めており、そのいずれかに該当する場合には、災害死亡保険金はお支払いできません。

**《一般的にお支払いできない例》**

- ・ 保険契約者、被保険者の故意または重大な過失による場合
- ・ 被保険者の精神障害または泥酔の状態を原因とする場合

## 3 高度障害保険金のお支払い（所定の障害状態への該当）

### お支払いする場合

ご契約加入後に発病した「脊髄小脳変性症」によって全身の機能が低下し、食事の摂取、排泄や排泄の後始末、衣服の着脱、起居、歩行、入浴の全てにおいて、自力では全く不可能で、常に他人の介護を要する状態に該当し、かつ回復の見込みがない場合。

### お支払いできない場合

「脳梗塞」の後遺症として左半身の麻痺が生じ、入浴や排泄の後始末、歩行については、いずれも常に他人の介護を要する状態ではあるものの、右半身は正常に動かすことができ、食事の摂取や衣服の着脱、起居は自力で行える場合。

**解説** 高度障害保険金は、約款所定の障害状態に該当し、かつ回復の見込みがない場合にお支払いいたします。したがって、約款所定の障害状態に該当しない場合にはお支払いできません。なお、高度障害保険金のお支払いの対象となる約款所定の障害状態は、身体障害者福祉法等に定める障害状態等とは異なる場合がございます。

## 4 入院給付金のお支払い（責任開始期前の発病）

### お支払いする場合

ご契約加入後に発病した「椎間板ヘルニア」によりご入院された場合。

### お支払いできない場合

ご契約加入前より治療を受けていた「椎間板ヘルニア」が、ご契約加入後に悪化しご入院された場合。

**解説** 入院給付金等は、一般にご契約（特約）の責任開始期以後に発病した疾病または発生した不慮の事故による傷害を原因とする場合をお支払いの対象と定めています。したがって、責任開始期前に発病した疾病や、責任開始期前に発生した不慮の事故による傷害を原因とする場合にはお支払いできません。なお、責任開始期から2年を経過した後に開始したご入院につきましては、責任開始期前に発病した疾病または不慮の事故を原因とする傷害の治療を目的としてご入院された場合でも、責任開始期以降の原因によるものとみなして、入院給付金をお支払いいたします。

### 3 保険金・給付金のお支払いについて

#### 5 入院給付金のお支払い（支払日数限度の超過）

お支払いする場合	お支払いできない場合
120日型の疾病入院特約にご加入されていて、「大腸癌」で130日間ご入院され、ご退院から200日後に再び同じ「大腸癌」で90日間ご入院された場合。 1回目のご入院は120日分、2回目のご入院は90日分お支払いいたします。	120日型の疾病入院特約にご加入されていて、「大腸癌」で130日間ご入院され、ご退院から100日後に再び同じ「大腸癌」で90日間ご入院された場合。 1回目のご入院は120日分お支払いいたしますが、2回目のご入院は1回目のご入院と同一のご入院とみなして通算される結果、支払日数の限度（120日）を超過しておりますので、お支払いできません。

**解説** ご契約（特約）により、1回目のご入院に対して支払われる限度日数が定められており、その日数を超えたご入院につきましては、給付金をお支払いできません。  
なお、いったん退院され180日以内に再入院された場合、1回の入院とみなして入院日数を通算いたします。

#### 6 手術給付金のお支払い（所定の手術への該当）

お支払いする場合	お支払いできない場合
右下腹部に圧痛があり、虫垂炎と診断され、虫垂を切除する手術（虫垂切除術）を受けられた場合。	扁桃炎を繰り返すため、扁桃を切除する手術（扁桃切除術）を受けられた場合。  扁桃切除術は約款に定める「対象となる手術および給付倍率表」に該当する手術ではありませんので、お支払いできません。

**解説** ご契約（特約）により、手術給付金のお支払いの対象となる手術の範囲を定めており、そのいずれにも該当しない手術を受けられた場合には、手術給付金はお支払いできません。

約款に定める「対象となる手術」に該当しない手術のうち、特に照会の多いものをまとめました。ここに記載した手術以外でも、非該当となる手術は数多くございます。該当するかどうかをご不明な場合は、後掲のお問い合わせ窓口にご照会ください。

手術の種類	非該当手術	
皮膚・乳房の手術	☆皮膚良性腫瘍摘出術 ☆粘膜移植術 ☆乳腺腫瘍摘出術 ☆外傷による縫合（創傷処理）	☆粉瘤（アテローム）摘出術 ☆腋臭症手術 ☆乳房腫瘍摘出術 ☆植皮術（25 <sup>2</sup> cm未満）
筋骨の手術	☆抜釘術 ☆顎・口蓋裂形成手術 ☆徒手による脱臼整復術 ☆骨穴あけ術	☆胚芽骨作成術 ☆抜歯 ☆徒手による骨折整復術 ☆デブリードマン
呼吸器・胸部の手術	☆鼻茸摘出術 ☆扁桃切除術 ☆扁桃周囲膿瘍切開術 ☆上咽頭ポリープ摘出術	☆鼻甲介切除術 ☆アデノイド切除術 ☆がま腫（ラヌラ）摘出術
循環器・脾の手術	☆外シャント血栓除去術 ☆下肢静脈結紮術	☆人工心肺 ☆下肢静脈瘤硬化療法
消化器の手術	☆人工肛門拡張術 ☆肛門周囲膿瘍切開術 ☆痔核硬化療法	☆肛門ポリープ切除術 ☆外痔核血栓摘出
尿・性器の手術	☆包茎手術 ☆精管切断術 ☆膣壁裂創縫合術（分娩時を除く） ☆子宮頸管粘膜ポリープ切除術	☆陰嚢水腫穿刺 ☆子宮腔部焼灼術 ☆卵管結紮術 ☆会陰切開および縫合（分娩時）
感覚器・視器の手術	☆結膜下異物除去術 ☆霰粒腫切開 ☆睫毛電気分解術（毛根破壊） ☆翼状片摘出術	☆麦粒腫切開 ☆霰粒腫摘出術 ☆角膜手術
上記以外の手術	☆カテーテルによる薬剤注入	
その他	☆吸引、穿刺などの処置 ☆新生物根治放射線照射（5000ラド未満）	☆神経ブロック

### 4 お問い合わせ窓口

保険金・給付金のお支払い・ご相談につきましては次のフリーダイヤルをご利用ください。

フリーダイヤル  
 **0120-700-651**

受付時間：9時～17時（土・日・祝日を除く）